

令和2年度 公共交通・物流政策関係 第2次補正予算の概要

令和2年5月
公共交通・物流政策審議官

基本的な考え方

- ①緊急事態宣言下も含め、感染拡大防止策を講じながらサービス提供が継続されることが必要。
- ②需要減に伴う減収から財務面で事業存立基盤が揺らいでいる事業者について、事態収束後にサービス提供の継続が困難となる事態を回避することが必要。
- ③事態収束後は、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、ビジネスモデル面も含め円滑な移行に向け準備することが必要。



業種横断型の融資・交付金・助成制度に加えて、国土交通省独自の補助制度を組み合わせる。

1. 従業員と利用者の感染防止の徹底

- ICTを活用した自動車運行管理等の非接触化・リモート化(1次補正)
- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(仮称)(2次補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共的空間安全・安心確保事業」メニューの活用支援

2. 事業者における当面のキャッシュの確保

- 「日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資」等の活用支援
- 「持続化給付金」の活用支援
- 「雇用調整助成金」の活用支援

3. 財務力が脆弱な事業者の経営行き詰まりの回避

- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(仮称)(2次補正)
- 「地域公共交通確保維持改善事業」の補助要件の緩和等
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援
- 「雇用調整助成金」の活用支援

4. 外出自粛終了後の運賃収入V字回復の確保・将来型設備投資の促進

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(1次補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「地域公共交通機関の高度化支援事業」メニューの活用支援

5. 「新しい生活様式」に対応したサービス・ビジネスモデルへの円滑な移行

- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(仮称)(2次補正)

地域の生活や経済活動を支えるために機能の確保が求められている公共交通について、地域公共交通事業者が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、駅・車両等の衛生対策や、車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業を支援。

補助対象経費

- 車両・船舶・航空機における抗菌・抗ウイルス対策
- 熱感知カメラ等の設置
- バス運転席仕切りカーテン隔壁の設置
- 混雑時の移動(密な移動)回避を目的としたリアルタイム情報を提供するシステム導入
- 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行
- 駅・ターミナルの衛生対策 等

補助対象事業者

- 鉄軌道事業者(地域鉄道)
- バス事業者(地域バス)
- 旅客船事業者(定期航路(生活航路))
- 航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除く。)

補助率

- 1/2等



ターミナル等の衛生対策



車内の抗菌・抗ウイルス対策



熱感知カメラ設置による感染者の公共交通利用自粛励行



バス運転席仕切りカーテン



車両の混雑具合を提供するシステムの導入(カナダ・transit)